

第11期 東京地方労働審議会第3回家内労働部会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記応募要領によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和5年3月17日(金) 10時00分～12時00分

2 場 所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室 2-1、2-2
(千代田区九段南1-2-1)

3 議 題

- (1) 東京都電気機械器具製造業最低工賃について
- (2) 東京における家内労働の概況
- (3) 東京都革靴製造業最低工賃について
- (4) その他

4 傍聴者 7名

5 応募要領

- (1) 傍聴希望者は、①傍聴を希望する審議会の開催日、②住所、③氏名、④電話番号(令和5年3月14日(火)14時から16時に連絡できる電話番号)をご記入の上、郵便はがき又はメールにて下記までお申し込みください。
申込締切日は、令和5年3月13日(月)17時【必着】です。

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 13階

東京労働局 労働基準部 賃金課 家内労働部会事務局

メールアドレス: (chinginka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp)

- (2) 傍聴いただける方には書面又は電話にて連絡いたします。なお、会場の収容人数には限りがありますので、希望者多数の場合は、事務局において抽選を行い、傍聴いただける方を決定の上、ご連絡いたします。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
 - ・発熱等、風邪の症状が見られたり体調に不安がある場合は、傍聴をご遠慮ください。
 - ・当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の感染防止対策徹底へのご協力をお願いします。
 - ・会場入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒をしてください。
 - ・入場前の検温にご協力ください。
- (4) 当日は、審議の開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入場は認められませんのでご注意ください。
なお、事前に申込みいただいたご本人であることを確認させていただきますので、当日はご本人確認ができるものをお持ちください。

6 その他

- (1) 傍聴に当たって、別添遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨を申し込みの際にお書きください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスク着用・咳エチケット等にご協力ください。また、会場入口に消毒用アルコールを設置しますので入室時の手指消毒にご協力ください。
- 2 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 3 事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。
- 4 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 5 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 6 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 7 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 傍聴中、飲食はご遠慮ください。また、会場内は禁煙です。
- 9 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 10 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
- 11 傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
- 12 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 13 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。